

司法試験委員会会議（第58回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成21年9月9日（水）14：15～15：30

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文，木村光江，酒井邦彦，鈴木誠二，羽間京子，松島 洋（敬称略）

（幹事）小山太士（議題（1）のみ出席）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，山口久枝人事課付，宮崎香織人事課付，遠藤洋一試験管理官

4 議題

- (1) 選択科目の見直しについて（協議）
- (2) 平成21年新司法試験合格者の決定について（協議）
- (3) 平成22年新司法試験の試験日程について（協議）
- (4) 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（委員会決定）の改正について（協議）
- (5) 平成22年度旧司法試験第一次試験考査委員の推薦について（協議）
- (6) その他報告案件
- (7) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式試験による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について

資料2 平成22年新司法試験の実施日程等について

資料3 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

資料4 新司法試験受験状況比較

6 議事等

- (1) 選択科目の見直しについて（協議）

【高橋委員長】選択科目の見直しについて，小山幹事から，検討状況の御報告をお願いします。

【小山幹事】選択科目見直しについて御報告いたします。前回の委員会で，現行の8科目についてはそのまま選択科目として維持し，新たに加えるべき科目もないだろうということで，幹事の意見としては一致しているということを御報告し，委員の先生方にもいろいろと御検討いただいたところです。

前回、選択科目についての答申を行うに当たって、意見募集を行っているところですが、今般の見直しの検討に関しても、意見募集を行ってはいかがかと思われる。そこで、これまでの検討状況を踏まえ、本日は、パブリックコメントを行う内容について御検討いただければいかがか、ということで、幹事の方でパブリックコメント案を作成させていただきました。

資料1の「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」という形で意見募集を行う文面を作成させていただいておりますので、御覧ください。

内容について御説明いたします。

法務大臣の諮問を受けて、司法試験委員会で、司法試験法施行規則第1条の改正の要否及びその内容について検討基準に従って検討してきた結果、「司法試験委員会としては、今回は、同規則第1条の改正の必要はないと考えている」という点について、意見を募集するという内容になっております。

考えられる今後のスケジュールですが、本日の委員会で意見募集を行う内容について御決定いただきましたら、準備に入りまして、1週間後ぐらいから実施できるのではないかと思います。意見募集の期間としては、約1か月をとり、その結果については、11月11日に予定されている委員会で御報告できるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

【高橋委員長】それでは、選択科目について、改正の必要はないということで意見募集を行うということですが、いかがでしょうか。また、今後、意見募集の結果を踏まえて改めて協議、検討したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（一同了承）

【高橋委員長】それから、国際関係法（公法系）の範囲につきましては、国際公法、国際経済法、国際人権法を念頭においていたところですが、この点については、別途検討するということがいかがでしょうか。

（一同了承）

【高橋委員長】

それでは、幹事に頂いた案のような形で、意見募集を行うことにいたします。

(2) 平成21年新司法試験合格者の決定について（協議）

- 平成21年新司法試験について、新司法試験及落判定審査委員会議の判定に基づき、総合点785点以上の2,043人を合格者とするものが決定された。
- 司法試験法施行規則第6条に基づく合格者の氏名の公告は、平成21年10月1日（木）付け官報により行うこととされた。

(3) 平成22年新司法試験の試験日程について（協議）

- 平成22年新司法試験の試験日程について、事務局から説明がなされた。試験日程については、資料2のとおり、承認された。

(4) 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（委員会決定）の改正について（協議）

- 身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについて、協議がなされた。

協議の結果、資料3の受験特別措置の基準中、「2 新司法試験」の肢体障害関係の障害区分Ⅰ及びⅢ欄の特別に措置する事項について、「試験時間延長」を加える等の改定を行うこととされ、受験特別措置の基準について、別紙1のとおり改定することが決定された。

(5) 平成22年度旧司法試験第一次試験考査委員の推薦について（協議）

- 平成22年度旧司法試験第一次試験考査委員として、別紙2記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(6) その他報告案件

- 事務局において、資料4の「新司法試験受験状況」について、報告がなされた。

(7) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成21年10月8日（木）に開催することが確認された。

（以上）

司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

平成16年4月23日司法試験委員会決定

改正 平成16年7月9日

改正 平成17年3月17日

改正 平成17年10月6日

改正 平成19年6月6日

改正 平成21年9月9日

身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

第1 個別の受験特別措置について

- 1 試験時間、出題方法又は解答方法に変更を伴う受験特別措置については、受験者の申請に応じ、別紙「受験特別措置の基準」（以下単に「受験特別措置の基準」という。）によるものに限る。法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）がこれを定めることができる。当委員会が認めた必要な措置を次年度以降について当該受験者に定める場合も、同様とする。
- 2 試験時間、出題方法又は解答方法に変更を伴わない受験特別措置（例えば車いすでの受験等）については、受験者の申請に応じ、人事課長が個別に適切な措置を定めることができる。
- 3 当委員会又は人事課長は、措置を定めるに当たり、受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くことができる。当委員会が受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くに当たっては、人事課長にこれを行わせることができる。

第2 受験特別措置の基準について

当委員会は、必要と認める場合に受験特別措置の基準を変更することができる。受験特別措置の基準の変更にあたっては、受験特別措置検討会の意見を聴くものとする。

別紙

受験特別措置の基準

1 旧司法試験

区分	障害の程度	特別に措置する事項
視 覚 障 害	I ① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	① パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）用電子データによる出題及び点字による出題 ○ 第一次試験 上記になじまない問題の代替問題による出題 ② パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 ③ 試験時間延長（上記①、②を選択した場合） ○ 第一次試験 外国語科目40分の延長（2時間40分） 一般教育科目80分の延長（5時間20分） ○ 第二次試験 ・ 短答式試験 210分の延長（7時間00分） ※ ただし、試験開始から3時間30分後において、15分の休憩時間をとる。 ・ 論文式試験 1科目40分の延長（2時間40分） ④ パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与【論文式試験及び口述試験】
	II ① 良い方の眼の視力が0.15以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	① 試験時間延長 ○ 第一次試験 外国語科目20分の延長（2時間20分） 一般教育科目40分の延長（4時間40分） ○ 第二次試験 ・ 短答式試験 105分の延長（5時間15分） ・ 論文式試験 1科目20分の延長（2時間20分） ② 拡大した問題集の配布 ③ 拡大した答案用紙の配布 ④ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】 ⑤ 文字式解答【短答式試験】
	III 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】 ④ 文字式解答【短答式試験】
	IV 上記区分以外の視覚障害を有する者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】
聴覚障害	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者	筆談による発問及び解答【口述試験】
音声・言語機能障害	① 音声・言語機能を喪失した者 ② 音声・言語機能障害が著しい者	筆談による解答【口述試験】
肢 体 障 害	I 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、発音に障害を有するため、意思伝達に著しく時間を要するもの	① 代筆者の配置【第一次試験及び短答式試験】又はパソコンを使用した答案作成 ② 試験時間延長（上記代筆者の配置を選択した場合） ○ 第一次試験 外国語科目40分の延長（2時間40分） 一般教育科目80分の延長（5時間20分） ○ 第二次試験短答式試験 30分の延長（4時間00分）
	II 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの	代筆者の配置【第一次試験及び短答式試験】又はパソコンを使用した答案作成
	III 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	① 試験時間延長 ○ 第一次試験 外国語科目20分の延長（2時間20分） 一般教育科目40分の延長（4時間40分） ○ 第二次試験 ・ 短答式試験 30分の延長（4時間00分） ・ 論文式試験 1科目20分の延長（2時間20分） ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 文字式解答【短答式試験】
	IV 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの	① 拡大した答案用紙の配布 ② 文字式解答【短答式試験】

2 新司法試験

区分	障害の程度	特別に措置する事項
視 覚 障 害	I ① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	① パソコン用電子データによる出題及び点字による出題 ② パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 ③ 試験時間延長 短答式試験（2.00倍に延長） 論文式試験（1.50倍に延長） ④ パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与【論文式試験】
	II ① 良い方の眼の視力が0.15以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	① 試験時間延長 短答式試験（1.50倍に延長） 論文式試験（60分間につき、20分間の割合で延長） ② 拡大した問題集の配布 ③ 拡大した答案用紙の配布 ④ 拡大した司法試験用論文の貸与【論文式試験】 ⑤ 文字式解答【短答式試験】
	III 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用論文の貸与【論文式試験】 ④ 文字式解答【短答式試験】
	IV 上記区分以外の視覚障害を有する者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用論文の貸与【論文式試験】
肢 体 障 害	I 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの	① パソコンを使用した答案作成 ② 試験時間延長 論文式試験において、1.50倍を超えない割合で延長
	II 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの	パソコンを使用した答案作成
	III 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	① 試験時間延長 論文式試験において、60分間につき、10分間の割合を超えない範囲で延長 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 文字式解答【短答式試験】
	IV 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの	① 拡大した答案用紙の配布 ② 文字式解答【短答式試験】

3 補足事項

- (1) 文字式解答には、①チェック方式（通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法）と②算用数字記入方法（選択肢の数字を記入する方法）がある。
- (2) パソコンの使用については、審査の上、使用方法を制限することがある。
- (3) 前記基準に該当しない特別措置については、個別に審査を行う。

平成22年度旧司法試験第一次試験考査委員推薦者名簿

科 目	氏 名	所 属・役 職
人文科学	大 内 宏 一	早稲田大学文学学術院教授
人文科学	藤 原 浩 史	中央大学文学部教授
社会科学	渡 部 茂	大東文化大学経済学部教授
社会科学	押 村 高	青山学院大学国際政治経済学部教授
自然科学	石 浦 章 一	東京大学大学院総合文化研究科教授
自然科学	高 柳 正 夫	東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
英 語	菅 原 克 也	東京大学大学院総合文化研究科教授
英 語	熊 代 敏 行	慶應義塾大学法学部教授
フランス語	石 井 洋二郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
フランス語	齊 藤 純	外務省欧州局西欧課長
ドイツ語	重 藤 実	東京大学大学院人文社会系研究科教授
ドイツ語	海 部 篤	外務省欧州局中・東欧課長
中国語	伊 藤 徳 也	東京大学大学院総合文化研究科准教授
中国語	岡 田 健 一	外務省国際情報統括官付国際情報官
ロシア語	金 澤 美知子	東京大学大学院人文社会系研究科教授